

資料 1 - 1

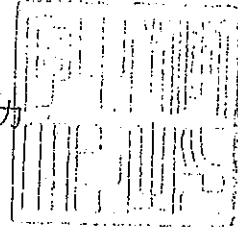
厚生労働省発食安第 1114003 号

平成 15 年 11 月 14 日

食品安全委員会

委員長 寺田 雅昭 殿

厚生労働大臣 坂口 力



食品安全基本法第 11 条第 1 項第 1 号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときについて（照会）

食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 1 項第 6 号の規定に基づき、と畜場法（昭和 28 年法律第 114 号）第 14 条第 6 項の政令の制定若しくは改廃の立案をしようとするときは貴委員会に意見を聴かなければならないこととされているが、下記の場合はその内容から同法第 11 条第 1 項第 1 号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときに該当すると理解してよろしいか。

記

食品衛生法等の一部を改正する法律（平成 15 年法律第 55 号）第 6 条の規定による改正後のと畜場法第 14 条第 6 項において、獣畜のとさつ又は解体の検査の範囲について「家畜伝染病及び届出伝染病以外の疾病であって厚生労働省令で定めるもの」等の規定が設けられたことに伴う形式的な改正として、改正前の第 14 条第 6 項の規定に基づくと畜場法施行令（昭和 28 年政令第 216 号）第 8 条第 1 項において「厚生労働省令で定める疾病の有無について」を削除すること。

なお、獣畜のとさつ又は解体の検査の範囲となる疾病等に係る食品健康影響評価については、平成 15 年 10 月 17 日付け厚生労働省発食安第 1017001 号により、貴委員会に意見を求めているところである。

